

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成30年度包括外部監査「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見

【18】なら100年会館駐車場

(1) 指定管理者について

- ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき

(文化振興課)

【監査結果】

指定管理者から提出される決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている(下記参照)。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。(中略)

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費(間接人件費、間接経費など)が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を適切に行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要がある、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

【措置の内容】

指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指示し、令和元年度の決算報告書より適切に作成されました。

【20】西部会館駐車場

(1) 指定管理者について

- ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき

(西部出張所総務課)

【監査結果】

第4【18】なら100年会館駐車場と同様の結果である。

決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている（下記参照）。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。（中略）

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費（間接人件費、間接経費など）が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要があり、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

【措置の内容】

決算報告書を事実に基づいた金額で作成するよう指定管理者に指導し、平成30年度報告書から改善しました。

【23】自転車駐車場

- ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき
(環境政策課)

【監査結果】

平成28年度及び平成29年度の「奈良市自転車駐車場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。

交通政策課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理者には歳入と歳出を一致させるものとする誤った認識があり、歳入と歳出の差額で利益が発生した場合にはこれを奈良市自転車駐車場指定管理担当の本社人件費の一部に充て、損失が発生した場合には損失額を諸経費として支出加えるというかたちで、調整しているとの説明を受けた。

収支報告は指定管理者の経営状況を確認するための重要な資料である。しかし、交通政策課が収支報告を十分に点検せずに、異常な点を看過しており、指定管理者から事実と異なる収支報告がなされている。指定管理者は指定管理業務から損失または利益が生じており、これを考慮しなければ、翌年度以降の指定管理料の積算検討に際しても指定管理料の減額もしくは増額に関する検討が適切に行えない可能性がある。

交通政策課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実績を適切に把握し、翌年度以降の適正な指定管理料の検討に役立てるべきである。

【措置の内容】

指定管理者の収支報告書については、事実に基づき作成するよう指導し、その後提出のあった平成30年度収支報告書から収支報告実績の把握を行いました。